

今こそ団結！  
地域で守る安全な暮らし



# 防犯パトロールのススメ



大津市

# 防犯パトロールのススメ

## 目 次

1 防犯パトロールの目的.....	2
2 防犯パトロールのはじめ方.....	2
3 防犯パトロールのイメージ.....	3
4 防犯パトロールの必需品.....	3
5 防犯パトロールの注意事項.....	4
6 防犯パトロールの方法.....	5
7 防犯パトロールのチェックポイント.....	6・7
8 青色回転灯装着車両によるパトロール.....	8
9 防犯パトロールQ & A .....	9
10 「こども110ばんのおうち」 .....	10
11 市内の自主防犯活動団体.....	11
12 大津市生活安全ポータルサイトによる情報発信.....	12
13 「生活安全（交通安全・防犯）情報」のメール配信（大津市） ..	13
14 滋賀県警察防犯情報メール「けいたくん防犯情報」 ..	14
15 テレフォンガイド.....	15

# はじめに

近年、都市化の進展に伴う地域の連帯意識の希薄化により、これまで地域社会が果たしてきた犯罪抑止機能が低下し、様々な犯罪が数多く発生しています。

各種の犯罪は年々、組織化、巧妙化、凶悪化の度合いを強めるとともに、市民の身近なところで発生する侵入窃盗や振り込め詐欺をはじめ、自転車の盗難、車上ねらいなどの街頭犯罪や子どもが被害者となる事件が後を絶ちません。

このような中、市内の各地では、自分たちの力で犯罪の発生に歯止めをかけようと、地域のみなさんが連帯して、自主的な防犯活動を行う取り組みが広がり、「住民パワー」が犯罪の抑止に大きな力を発揮しています。自主防犯活動の中心は、地域のみなさんによるパトロールです。「自分たちの住むまちの安全は自分たちで守る」という意識のもと、多くの方が参加されています。

犯罪者がもっとも恐れるのは地域のみなさんの視線です。パトロール中は誰にでもあいさつをするなど積極的に声をかけ、自分たちの存在をアピールすることが大切です。

また、地域内でまちや人の様子を注意深く見て歩くことにより、犯罪が起これやすいそうな場所や危険な場所など、犯罪者に狙われやすいまちの弱点も見えてくるはずです。

この手引きは、地域のみなさんに安全で効果的な防犯パトロールを実施していただくための参考になればと作成したものです。

犯罪から家族や地域を守るためにには、一人ひとりが防犯意識を高めることが必要です。

今後とも、この手引きをご活用いただき、地域が一致団結して防犯活動を行い、誰もが安全安心に暮らせるまちづくりの推進にご協力をいただきますようお願いします。



## 1 防犯パトロールの目的

防犯パトロールの目的は、

- 犯罪や事故を未然に防止すること。
- 地域住民が安全に対する関心を高めること。
- パトロールに参加することで地域の連帯感を強めること。
- 地域の犯罪抑止機能を高めること。

です。



## 2 防犯パトロールのはじめ方

### ○ 有志を募りましょう。

自治会をはじめ、PTAなどの各種団体、事業所など、地域に居住する方又は勤務する方で、パトロールのできる方を募集しましょう。



### ○ リーダーを決めましょう。

有志の方が集まったら、パトロールを効果的に行うために、責任者（リーダー）や副責任者（サブ・リーダー）を決めましょう。

### ○ パトロールの方法を決めましょう。

責任者や副責任者を中心に、どのような方法でパトロールを実施するかを話し合い、地域の実情に応じた方法を決めましょう。

### ○ 交番・駐在所などからの情報を参考にしましょう。

地域を管轄する交番・駐在所、警察署などが提供する犯罪の発生状況や危険な箇所などの情報をパトロールの参考にしましょう。



### ○ パトロールを知らせましょう。

地域のみなさんへ協力を求めるためにも具体的にどのようなパトロールを実施するか、回覧板等を利用するなどして地域のみなさんにお知らせましょう。

また、管轄の交番・駐在所へもお知らせください。

### 3

## 防犯パトロールのイメージ



### ○ 気楽に！

気負わず、肩肘を張らず、日常生活の一部として  
気楽に行いましょう。

### ○ 気長に！

短期間では、パトロールの効果は実感できないもの  
です。気長に続ければ、やがて知らず知らずのうちに  
地域安全の輪が広がり、犯罪の起こりにくい環境が醸  
成され、犯罪の発生が減少していきます。

### ○ 安全に！

せっかくパトロールをしても、事故に遭ったり怪我  
をしたのでは、続けることが難しくなってしまいます。  
あえて危険なことをする必要はありません。十分交通  
事故等に注意してください。

### 4

## 防犯パトロールの必需品

### ○ タスキや腕章

パトロールをしているということが、見てわかるように、「パトロール中」など  
と表示されたタスキや腕章などを活用しましょう。

※カラフルな揃いのジャンパー や帽子を着用してパトロールをすると効果的です。

### ○ メモ帳などの筆記用具

危険な場所や不審な車の特徴などをメモする際に必要です。通報する際や他の人  
に伝える場合にも役立ちます。

### ○ 日誌

注意すること・場所などを次の人に引き継げるよう、日誌を作成しましょう。

### ○ 反射材など

夜間パトロールの際は、事故に遭わないよう  
に反射材などを活用しましょう。夕暮れ時は、  
特に歩行者が見えにくい状態になりますので、  
事故防止のために、できるだけ反射材や目立つ  
色の衣服を着用しましょう。



### ○ 懐中電灯

夜間パトロールの際は、危険回避のために、懐中電灯を携行しましょう。

## 5

### 防犯パトロールの注意事項

#### ○ 危険なことはせずに警察に通報を！

パトロール中に不審者を発見したときは、絶対に実力行使はせず、警察へ通報してください。また、不審な車を発見したら、ナンバーや特徴をチェックして、たとえその車が逃げても追跡などせず警察へ通報してください。

犯罪を目撃したら、直ちに110番通報してください。



#### 110番通報の仕方

家庭の一般電話、公衆電話、携帯電話のいずれからでも、110番通報をすることができます。（警察本部の通信指令室につながります）通信指令室の担当者は、次のような点について聞きますので、落ち着いて話してください。

- ◆ 何があったのか
- ◆ どこであったのか（目標物などがあれば教えてください）
- ◆ いつあったのか
- ◆ 犯人、不審者は（性別、人相、服装、車両、逃走方向など）
- ◆ 被害の状況は
- ◆ 通報者であるあなたの名前など

#### ○ 交通事故に注意！

パトロールの際には、反射材や懐中電灯などを活用し、運転者から見えやすいように心掛け、交通事故に十分注意してください。



#### ○ プライバシーを尊重し、秘密を守る！

誰もが自分の家庭のことは干渉されたくないものです。パトロール中に知り得た他人のプライバシーは守りましょう。



#### ○ わからないことがあれば・・・

パトロールの注意点や地域で発生している犯罪を防ぐための方策等、分からぬことや聞きたいことがあれば、管轄する交番・駐在所や、警察署の生活安全課にご相談ください。



## 6

# 防犯パトロールの方法

防犯パトロールは、地域の実情や参加人数によって様々な方法があります。

ここに書いた方法は一例ですので、みなさんがお住まいの地域に合った方法でパトロールをしましょう。

### ○ 複数で！

2人以上の複数でパトロールしましょう。

多くの目で見ることにより、より多くの危険箇所などを発見できますし、例えば、不審な車を見つけたときには、1人はナンバー、1人は車の特徴、1人は運転者の特徴と、役割を決めて覚えるようにすれば、きめ細かく確認できます。



### ○ 徒歩が基本です！

街頭で犯罪被害に遭う方の多くは、徒歩や自転車です。

同じ視点で見ることによって、犯罪に遭いそうな場所や危険な場所などを知ることができます。



### ○ あいさつを！

犯罪者は、声をかけられることや見られることを嫌います。

知らない人にも顔を見て、「こんにちは」と積極的にあいさつをしましょう。また、地域のみなさんが声をかけ合うことにより、地域の連帯感が高まります。

### ○ できる範囲で！

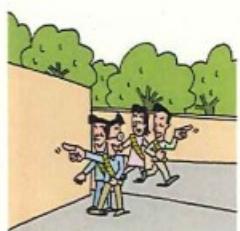
パトロールは、継続することに意味があります。

無理をせず、みんなのできる範囲でパトロールしましょう。パトロールを長続きさせるコツは、マイペースで活動が負担にならないように工夫することです。

### ○ PRを！

ただパトロールをするだけでなく、パトロールの結果から分かった危険な場所などについて注意を喚起することも重要です。

また、危険な場所や、注意する場所などを地図に示した「安全マップ」を作成して地域の方へ配布すれば、さらに犯罪や事故の抑止に効果があります。



## 7

### 防犯パトロールのチェックポイント

パトロールを通じて、地域の安全を確保するとともに、地域の環境をもう一度見直してください。パトロールで確認した、犯罪や事故が発生する危険性が高い場所などは、地域ぐるみで改善していきましょう。

#### ○ 暗い場所がないか？



暗い道路は、ひったくりやチカンなどが発生するおそれがあります。市街灯や防犯灯の設置を地域に働きかけましょう。また、各戸で玄関灯や門灯を点灯するだけで明るいまち並みになります。

#### ○ 子どものたまり場となっている場所はないか？

公園やコンビニエンスストアなど、子どものたまり場となっているところがあれば、そこから非行が広がっていきます。パトロールをしている姿を見せるだけでも効果があります。



#### ○ 通学路に異常はないか、不審な人・車はないか？



不審人物や不審車両がないかなど、子どもや地域の安全を確保するために、登下校時間は重点的なパトロールが必要です。

#### ○ 公園などの遊び場に異常はないか？

放課後、子どもたちが安心して遊べるよう、警戒が必要です。夕暮れ時に子どもが遊んでいたら、早めの帰宅を促しましょう。また、公園等の見通しをよくするために、雑草の除去、枝払いをして死角をなくすことだけでも、防犯効果があります。



#### ○ 水難事故が発生する恐れはないか？

びわ湖・河川・ため池など、水難事故などが発生する恐れのある場所を確認しましょう。また、危険な遊びをしている子どもには、ひと声かけて注意しましょう。

## 7

### 防犯パトロールのチェックポイント

#### ○ 留守宅やその周囲に異常はないか？

新聞受けに、数日分の新聞がたまっているなど、明らかに留守にしていることが分かる家などの周辺に、不審な人や車両がいるかなどにも関心を持って注目しましょう。



#### ○ 空き家などに異常はないか？

廃屋や空き家などは、犯罪者の絶好の隠れ場所であり、犯罪の温床となりやすい場所です。また、放火されたり、不良少年のたまり場となるおそれもあります。所有者や管理者などへ改善の働きかけをしましょう。

#### ○ 違法駐車はないか？

違法駐車は、人や自動車の通行の妨げになるだけでなく、飛び出しなど交通事故を誘発する原因にもなります。また、車の中から犯罪の機会を虎視眈々と狙う犯罪者も多くいます。違法駐車や不審な車両を発見したら警察に通報しましょう。



### ～ご存じですか？「割れ窓理論」～

「割れ窓理論」とは、アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士により提唱されたもので、1枚の割れた窓ガラスを放置すると、割られる窓ガラスが増え、その建物全体が荒廃し、いずれまち全体が荒れてしまうという理論です。

1つの無秩序を放置することで、地域社会の秩序維持機能が弱まり、犯罪は増加するというもので、小さな芽のうちに摘むことが大切だということを説いています。

犯罪の多発するニューヨーク市では、割れ窓や落書きの一掃を行うなど、この理論を実践し大幅に犯罪を抑止したことで注目されました。落書きが消えると同時に、犯罪も減少することを証明した取組みです。その後、日本でも、それを模範とする取り組みを行う自治体が見られるようになりました。

## 8

### 青色回転灯装着車両によるパトロール

一般的の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されていますが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができる証明等を受けた団体には、運輸支局での一定の手続きにより、自動車への青色回転灯の装着が認められています。

市内の自主防犯活動団体でも、自家用車に青色回転灯を装着して防犯パトロールに取り組まれています。

青色回転灯装着車両によるパトロールができる団体やパトロールの方  
法等の概要は次のとおりです。

#### ○ 申請の対象となる団体

- ◆ 次のいずれかに該当している団体であること。
  - 知事、警察本部長若しくは警察署長又は市長から防犯活動の委嘱を受けた方  
により構成されている団体その他の組織。
  - 地域安全活動を目的として設立された民法又は特定非営利活動促進法の法人、  
もしくは市長の認可を受けた地縁による団体。

#### ○ パトロールの方法

- 青色回転灯は、自動車の屋根に1個、又は1体のみ装備することとし、マグネット等による着脱式も適応します。
- 自主防犯パトロールの実施時以外では、回転灯を点灯させることはできませ  
ん。
- 回転灯を点灯させて運行する際は、標章（警察本部長から交付される標章）  
を自動車の後方から見えるように、また、自動車の両サイドに防犯パトロー  
ル中の表示（マグネットシートなど）を掲示しなければなりません。
- パトロール実施中は、当該自動車に乗車する方のうち一人以上はパトロール  
実施者証（警察本部長から交付される実施者証）を携行しなければなりません。
- 警察本部長に申請したパトロール活動地域以外では、青色回転灯を点灯した  
運行はできません。
- 青色回転灯を装着する場合は、別に陸運事務所において基準緩和の認定が必  
要です。

※詳しくは、所轄の警察署生活安全課まで  
ご相談ください。

大津警察署 (TEL 522-1234)

大津北警察署 (TEL 573-1234)



## 9

## 防犯パトロール Q & A

### Q あいさつや声かけの効果は？

A これから悪いことをしようとする人間は、声をかけられることにより、出鼻をくじかれたり、顔を見られたことで犯行を思いとどまったり、立ち去ったりするので、犯罪の抑止に大変効果があります。また、この活動が定着することにより、広く地域全体が顔見知りとなり、たとえ、悪いことをしようとする気持ちのある人がいたとしても、悪いことができなくなります。

### Q パトロールは昼間も必要な？

A 犯罪は、昼も夜も関係なく24時間発生しています。  
特に空き巣などの住宅対象の侵入盗は、昼間に発生しますので、昼間のパトロールも犯罪抑止に大変有効です。

### Q パトロールの服装は？

A 「地域の安全は地域で守る」ことを基本とし、誇りを持ってパトロールするため、それぞれの地域独自のシンボルとして、ジャンパー、腕章、タスキ、帽子などを作ってみてはいかがでしょうか。  
ジャンパーや腕章を着用することで、悪いことをしようとする人に対してはもちろんのこと、パトロール中であることが地域のみなさんにアピールできます。

### Q 危険はないの？

A 不審者、不審車両を発見した際や少年のたまり場を発見した際は、声をかけたり、近寄ったりせずに警察へ通報してください。  
また、夕方から夜間は、反射材を活用するなどして、交通事故に十分気をつけてください。

### Q 保険の必要は？

A 万が一に備え、防犯協会員団体総合補償保険などのボランティア保険に加入することも検討してください。  
※詳しくは、滋賀県防犯協会（TEL 525-6529）  
市役所自治協働課（TEL 528-2816）までご相談ください。

### Q パトロールグッズはどこで入手できますか？

A ジャンパー、腕章、タスキ、帽子をはじめ、夜間パトロールに必要な反射材など多様なパトロールグッズが市販されています。  
※詳しくは、滋賀県防犯協会、市役所自治協働課までご相談ください。

子どもを対象にした凶悪事件が相次いでいる中、地域ぐるみで子どもの安全を守るために、子どもが被害に遭いそうになったとき、助けを求めてかけ込める緊急避難場所（「こども110ばんのおうち」）設置の輪が広がっています。

### ○ 「こども110ばんのおうち」とは

子どもたちが通学路や公園等で「声かけ」「痴漢」「つきまとい」などにあったときに、子どもたちが助けを求めて駆け込める、民家やコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、事業所などのことをいいます。ご協力いただくお宅や店舗の玄関先には、黄色のロードコーンが置かれています。



### ○ 「こども110ばんのおうち」の役割

「こども110ばんのおうち」の最大の役割は、危険な目にあった子どもたちを安全に保護し、警察への通報、学校・園・保護者への連絡などにご協力をいただることであり、危険を冒してまで不審者（犯人）を追跡したり、取り押さえることを目的としているものではありません。子どもの安全を第一に考え、思いやりのある対応を必要としています。

### ○ 「こども110ばんのおうち」として必要なこと

- 玄関先等、子どもが見つけやすいところに目印となるロードコーンの設置。
- いざという時に慌てず、子どもの安全を確保しながら迅速に対応することができるよう、緊急時における手順を理解しておく。
- 日頃からご近所の子どもたちに積極的に声をかけ、危険な場所や道路で遊んでいる子どもを見かけたら、注意を促す。
- 付近での不審者情報、事件等、地域の子ども安全リーダー・学校などと情報交換する。
- 不審な人や車両を見かけた場合は、最寄りの交番・駐在所などに連絡する。



### ○ 「こども110ばんのおうち」の手続き

「こども110ばんのおうち」としてご協力いただける場合及び、ロードコーンの破損等にともなう交換等については、学区の子ども安全リーダーの方へご連絡ください。申請手続き後、ロードコーンとマニュアルが渡されます。子ども安全リーダーの方の連絡先が分からない場合は、所轄の警察署生活安全課までお問い合わせください。

大津警察署 (TEL 522-1234)

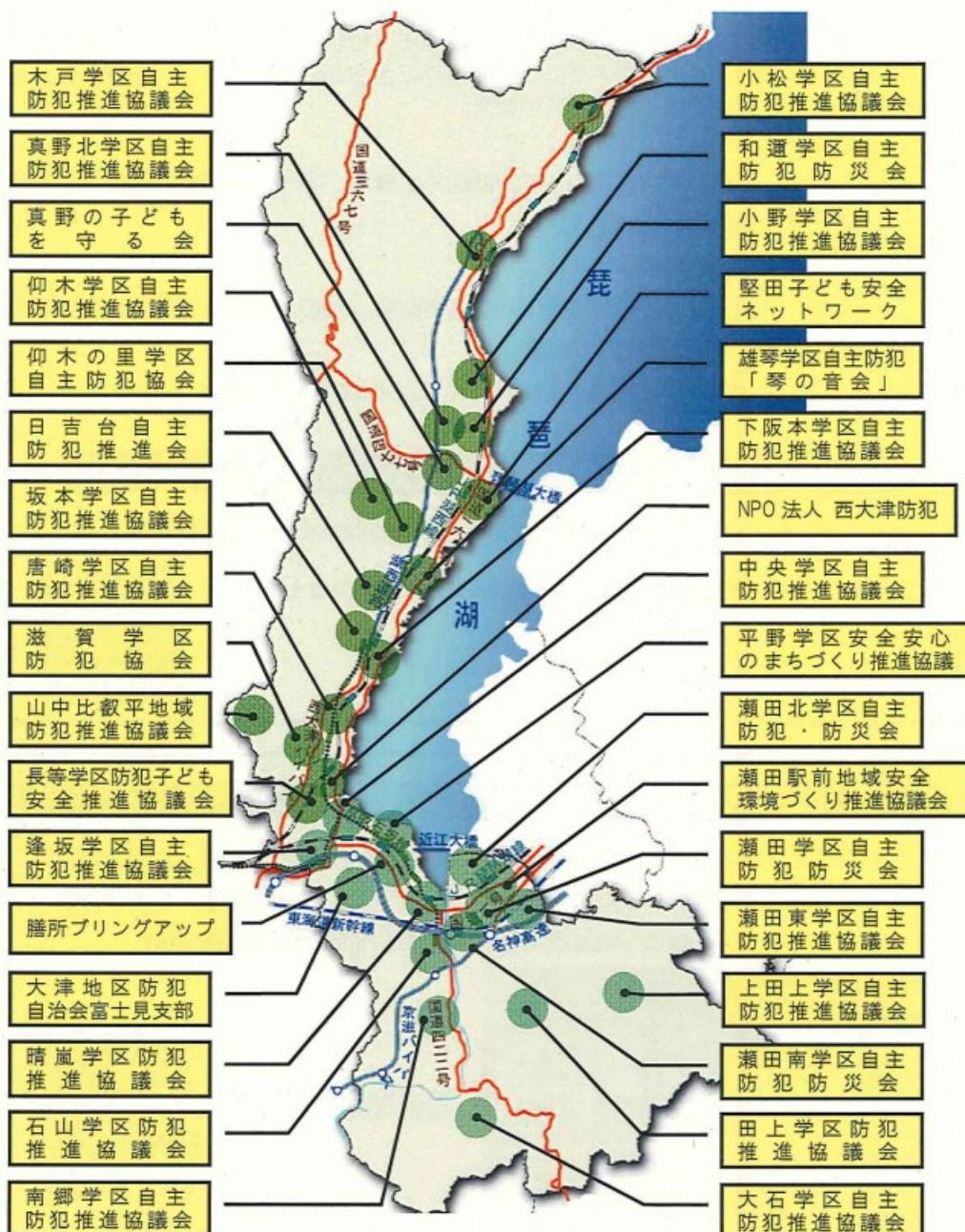
大津北警察署 (TEL 573-1234)

## 11 市内の自主防犯活動団体

大津市内では防犯協会をはじめ、学区や地域で様々な防犯活動が展開されています。特に史上最悪の犯罪認知件数を数えた平成14年以降は、JR駅周辺や小学校区で自主防犯活動団体が相次いで設立され、積極的な活動が展開されています。

このような市民挙げての取り組みにより、犯罪認知件数は、平成15年から長く減少傾向にありましたが、令和3年に増加に転じています。

今後、犯罪認知件数の増加に歯止めをかけ、住みよいまちにしていくため、地域の防犯活動に積極的に参加し、安全・安心の輪を広げていきましょう。



令和5年3月現在

大津市では、交通安全・防犯・犯罪被害者等支援の情報をまとめた大津市生活安全ポータルサイトを公開しています。

地域のみなさんが防犯活動を行ううえで、ご活用いただける情報を揃えていますので、是非ご利用ください。

### ○大津市生活安全ポータルサイトの「防犯」に関する情報とは

#### ■ 不審者情報

地域のみなさんや保護者から学校や警察に届出・相談等のあった、市内の中学生以下の子どもに対する声かけ事案のうちで事件に至らないものや、子どもが怖いと感じた不審者の出没情報を掲載しています。

#### ■ 特殊詐欺情報

滋賀県警から情報提供される特殊詐欺電話発生事案、特殊詐欺被害発生状況や傾向とその対策などを掲載しています。

#### ■ 防犯活動に対する補助金

地域が行う防犯活動に要した経費に対する補助金、地域の防犯カメラ設置費用に対する補助金などの情報を掲載しています。

※その他にも、犯罪統計や犯罪の手口とその対策などの情報を掲載しています。

### 大津市生活安全ポータルサイトへアクセス！

URL はこちら ⇒ <https://www.city.otsu.lg.jp/seikatsuanzen/index.html>

二次元バーコードを携帯電話で読み取ることで簡単アクセス ⇒



### 大津市LINE公式アカウントのメニュー欄にも搭載！

大津市LINE公式アカウントでも、生活安全に関する様々な情報を発信していますが、メニュー欄に大津市生活安全ポータルサイトのアイコンを追加しました。是非ご登録をお願いします。URL はこちら⇒<https://www.city.otsu.lg.jp/shisei/koho/sns/26568.html>



二次元バーコード⇒



大津市では、不審者情報や特殊詐欺情報、交通死亡事故発生情報、イベント・HP情報など、生活の安全に関する情報のメール配信サービスを行っており、希望する情報を選択して受信することができます。

### ○「生活安全（交通安全・防犯）情報」で配信される「不審者情報」とは

地域のみなさんや保護者から学校や警察に届出・相談等のあった、市内の中学生以下の子どもに対する声かけ事案のうちで事件に至らないものや、子どもが怖いと感じた不審者の出没情報等です。

- 不審者情報は、市内で発生したすべてのものを配信するわけではなく、子どものプライバシーなどに配慮し、配信しない場合もあります。
- 不審者情報の中には、単に道をたずねたり、善意で声をかけたりした行為などが含まれている可能性があります。
- 一部の地域では、学校や地域のみなさんの手で、これまでから不審者情報などのメール配信を実施されており、速報性の高い地図や独自の情報が発信されています。大津市が配信する情報と併せて、子どもの安全確保にご協力をお願いします。

### 手続きはカンタンです。－携帯電話からの登録方法－



①次のアドレスに空メールを送信してください。

130anz@wbi.jp

二次元バーコードでの登録はこちら ⇒



②登録完了メールが届きます。…これで手続き終了です。…



### 「生活安全（交通安全・防犯）情報」メール配信 利用上の注意

- 登録は無料ですが、メールの受信等にかかる通信料、パケット通信費は登録者の負担となります。
- お届けするメールは情報発信のみで、それに対する返信はできません。
- メールアドレスを変更したときは再登録を行なってください。配信出来ないアドレスは定期的に削除されます。
- 登録された個人情報はメール配信の目的以外に使用することはありません。登録時の情報は暗号化して送信されます。
- メールの指定受信制限をしている場合は、wbi.jp からのメールを受信可能にしてください。
- 詳しくは、市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/1218/g/online/mailhaishin/1390723680161.html>



二次元バーコード⇒

### 大津市自治協働課生活安全 Twitter でも情報を発信しています！

メール配信で発信する情報に加えて、本市の取組などを日々発信しております。  
詳しくは、市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/kotuanzen/jh/54040.html>



二次元バーコード⇒

「けいたくん防犯情報」は、「しらしがメール」を利用して、各種防犯情報等を希望者のパソコンや携帯電話にメールで配信し、県民のみなさんへ注意を呼びかけ同種の被害を未然に防ぐことを目的としています。

○ 配信情報

【犯罪発生情報と防犯対策情報】

県内の空き巣、自動車盗、車上ねらい、路上強盗、ひったくり等の発生や防犯対策情報

【お知らせ情報】

県内における地域の安全に関する情報



➤ 携帯電話・スマートフォン等からの登録

【登録方法1】

- ① 「entry@pref.shiga-info.jp」を入力し、空メールを送信してください。
- ② 「info@pref.shiga-info.jp」より、メールが返信されますので、記載されているURLへアクセスしてください。  
(「しらしがメール」のサイトへつながります)
- ③ 利用規約の確認や基本情報の入力後、受信されたい情報項目をチェックで選択し、「次へ」ボタンを押すと、確認画面へ進みます。
- ④ 問題がなければ「登録」ボタンを押してください。(手続き終了です)

【登録方法2】

- ① 右の二次元バーコードよりアクセスしてください。  
(「しらしがメール」のサイトへつながります)
- ② 登録手続き(登録・変更・解除)ページへ進んでください。
- ③ 以降は、上記登録方法1の①~④と同様の手続きとなります。



➤ パソコンからの登録

- ① 「http://www.pref.shiga-info.jp」を入力し、アクセスしてください。(「しらしがメール」のサイトへつながります)
- ② 登録手続き(登録・変更・解除)ページへ進んでください。
- ③ 以降は、上記携帯電話等の登録方法1と同様の手続きとなります。

**「けいたくん防犯情報」利用上の注意**

- 登録は無料ですが、通信料は利用者の負担となります。
- ご利用の通信事業者のシステムや、利用者の電波状態等の条件によって、配信が遅れたり、配信されない場合がありますが、その影響については、一切の責任を負いかねます。
- 本サービスの利用にあたり、登録・変更・削除は利用者にて行ってください。
- 配信メールが連続して未着となった場合は、配信を停止します。
- 利用者の登録情報は、本サービスの配信を行うための目的にのみ使用します。
- 配信する情報は、滋賀県警察が必要と判断したものに限りませんので、すべての情報を配信するものではありません。

お問い合わせ先

滋賀県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 / Tel 077-522-1231(代表)

# 15 テレフォンガイド

## 【警察関係】

大津北警察署管内	大津北警察署	真野二丁目20-23	573-1234
	小松駐在所	北小松386	596-0013
	木戸駐在所	荒川937-2	592-0020
	和邇駐在所	和邇中190-1	594-0049
	小野交番	湖青一丁目1-3	594-1110
	葛川駐在所	葛川坊村町237-17	599-2163
	伊香立駐在所	伊香立下在地町1148-1	598-2044
	堅田駅前交番	真野一丁目1-78	573-2600
	仰木交番	仰木の里三丁目19-16	573-1464

大津警察署管内	大津警察署	打出浜12-7	522-1234
	雄琴交番	雄琴一丁目16-20	578-1410
	坂本交番	坂本三丁目27-32	578-0069
	唐崎駅前交番	唐崎二丁目10-25	578-7110
	皇子山交番	皇子が丘三丁目3-19	525-1417
	藤尾交番	追分町1-30	524-5551
	浜大津交番	浜大津四丁目1-39	522-2900
	大津駅前交番	梅林一丁目3-15	524-8710
	膳所駅前交番	馬場二丁目11-9	521-1020
	富士見交番	秋葉台13-4	534-2939
	石山駅前交番	粟津町4-3	537-4121
	石山南郷交番	石山寺三丁目21-1	537-4120
	大石駐在所	大石中三丁目1-21	546-0073
	田上駐在所	里五丁目7-7	546-0075
	上田上駐在所	平野一丁目18-1	549-0250
	瀬田交番	大江三丁目2-25	545-3153
	瀬田駅前交番	大萱一丁目11-8	543-2940

## 【消防関係】

大津市消防局	御陵町3-1	522-0119
中消防署	御陵町3-1	525-0119
西分署	坂本三丁目27-33	579-0119
本宮救急出張所	本宮二丁目9-9	526-0119
水上出張所	浜大津五丁目1	522-2203
北消防署	真野二丁目23-1	572-0119
志賀分署	木戸58	592-0119
南消防署	光が丘町5-7	533-0119
南郷出張所	南郷一丁目11-1	537-0119
東消防署	大江四丁目18-1	543-0119
青山救急出張所	青山五丁目13-36	549-3799



令和5年3月発行

大津市市民部自治協働課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL 077 (528) 2816